

中小企業者と県内大学・公設試が連携して行う

研究開発・新商品開発を助成します

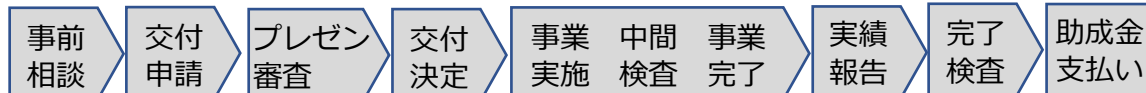
あきた中小企業みらい応援ファンド事業（助成金）

事業区分	高度技術産業集積地域型	一般地域型
助成率・助成限度額	3/4以内 上限 300万円	2/3以内 上限 250万円
助成対象事業者	秋田市 に主たる事業所等を有する 中小企業者（会社・個人・創業する方）・NPO法人・有限責任事業組合 本社が県外でも、事業を実施する事業所（工場等）が秋田県内であれば対象となります	
助成対象事業	高度技術又は新製品の開発や高度技術を利用した製品の付加価値化、生産工程の合理化等のために 県内大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関と連携して研究開発を行う事業 （県内研究機関と共同研究契約を締結して実施する事業）	
助成対象経費	原材料及び副資材費、構築物費、研究開発のみに用いる機械装置費※又は工具器具費※、外注加工費（助成対象経費総額の1/2以内）、技術導入費（共同研究費）、技術情報取得費、その他必要と認められる経費（消費税は助成対象外）	
事業期間	1年以内で、交付決定通知書に定めた期間	

※取得価格が50万円以上で、尚且つ汎用物の機械装置等は、リース/レンタルとしてください。

事前相談期間 令和7年7月17日(木)まで**事前相談が必須です**（面談またはWeb面談）
事前相談がない場合、申請を受付できません

事業の流れ



留意事項

- 助成金は完了検査後の精算払い（後払い）です。助成金支払いまでの資金調達が必要となります。
- 助成対象経費は研究開発にかかる経費のみです。量産、営業活動にかかわる経費や人件費、旅費、研究開発以外にかかる設備の取得費、汎用性のある事務用品代等は助成対象外です。共同研究機関（大学・公設試等）の助成対象経費は、共同研究に必要な消耗品と設備使用料のみです。共同研究機関の備品、人件費、旅費等は助成対象外です。
- 事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、交付決定通知に記載する助成事業実施期間内に発注（契約）、購入、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。
- 機械装置または工具器具は事業計画に必要不可欠なものに限ります。生産目的の使用となる場合は全て助成対象外です。また助成金で導入した機械装置等で製造した物品の販売は厳禁です。

応募方法

- 事前相談申込書に記入し、事前相談をお申込みください。
- 申請書等をウェブサイトからダウンロードし、必要書類を添付してご提出ください。

**申請書受付期間 令和7年6月26日(木)～7月31日(木)**

公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

研究推進課 ☎ 018-860-5702 FAX 018-860-5612 ✉ setsubi-ken@bic-akita.or.jp



事前相談申込書

☒ setsubi-ken@bic-akita.or.jp FAX : 018-860-5612

メールまたは FAX でお送りください。担当よりご連絡します。

(公財)あきた企業活性化センター 研究推進課あて

記入日	年 月 日		
事業所名/個人氏名			
事業所所在地	〒		
事業内容/業種		TEL	
ご担当者氏名		FAX	
Eメール			
1. 申請を予定している計画内容を簡単に記入して下さい。 どのような商品・サービス? 連携する相手は? 従来、既存のものとの違いは? など			
2. 申請を予定している計画の経費を簡単に記入して下さい。 共同研究費、原材料費、外注加工費、技術導入費など			
3. 事務局に確認したいことがあれば記入して下さい。(自由記載)			